

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (<u>第5項</u>において「保証の額」という。) は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3～5</u> [略]</p> <p>(前金払)</p> <p>第33条 [略]</p> <p><u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3～5</u> [略]</p> <p><u>6</u> 発注者は、受注者が<u>第4項</u>に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をすすめる日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (<u>第6項</u>において「保証の額」という。) は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>4～6</u> [略]</p> <p>(前金払)</p> <p>第33条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4～6</u> [略]</p> <p><u>7</u> 発注者は、受注者が<u>第5項</u>に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をすすめる日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関</p>

改正前	改正後
<p>する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第34条 受注者は、<u>前条第3項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）</p> <p>第36条の3 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第34条第3項</u>の規定を読み替えて準用する。</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>（1）～（8） [略]</p>	<p>する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第34条 受注者は、<u>前条第4項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）</p> <p>第36条の3 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第34条第4項</u>の規定を読み替えて準用する。</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>（1）～（8） [略]</p>

改正前	改正後
<p>(9) 受注者（受注者が設計共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員 <u>又はその支店も若しくは</u> 常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</p> <p><u>イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき</u></p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> 役員等が <u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を <u>利用するなどした</u> と認められるとき。</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p>カ 役員等が <u>暴力団</u> 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>キ・ク [略]</p> <p>(10) ～ (13) [略]</p>	<p>(9) 受注者（受注者が設計共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者 <u>その他経営に実質的に関与している者</u> を、受注者が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は</u> 常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所 <u>の代表者</u> <u>その他経営に実質的に関与している者</u> をいう。以下同じ。）が、<u>暴力団又は</u> 暴力団員であると認められるとき。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> 役員等が、<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を <u>利用するなどしている</u> と認められるとき。</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p>カ 役員等が、<u>暴力団</u> 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>キ・ク [略]</p> <p>(10) ～ (13) [略]</p>